

環境管理協定

多治見市（以下「甲」という。）と中部ソイルプロセッシング協同組合（以下「乙」という。）は、乙が愛知県春日井市西尾町地内の東海旅客鉄道株式会社が行う中央新幹線工事からの発生土（以下「発生土」という。）を多治見市内の富士見町3丁目1番1他44筆地内の事業地、富士見町5丁目111番地他6筆地内の事業地及び北小木町字神明洞494番地6他77筆地内の事業地（3事業地をまとめて以下、「乙の事業地」という。）で活用するにあたり、次の通り協定を締結する。

（基本協力）

第1条 乙は、発生土を別図1に示す乙の事業地で活用するにあたり、甲が行う環境施策に協力するため、地域住民の生活環境及び自然環境の保全を図り、この協定に定める事項を遵守するものとする。

（発生土の性状確認）

第2条 乙は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例（以下、「岐阜県埋立条例」という。）に基づき、乙の事業地で発生土の埋立てを行うものとする。

2 乙は、乙の事業地で活用する発生土の性状を、検査の結果（計量証明書）をもって確認し、発生土を受け入れるものとする。

3 甲の求めがあった場合、乙は、岐阜県埋立条例に基づく「土砂等採取元証明書」、「土砂等搬入届」及び第2項の検査結果を速やかに甲に開示するものとする。

4 第2項の検査の項目及び発生土の管理基準値は別表1の通りとし、発生土の管理基準値を満たさない場合、乙はこれを受け入れないものとする。

5 乙は、前項の管理基準値を満たさない発生土が搬入されたことが判明した場合、ただちに発生土の受け入れを中止し、甲乙協議したうえ、甲が再開を認めるまで受け入れを行わないものとする。

（排水水の検査）

第3条 乙は、各事業地の事業地外へ排水する箇所（調整池等）において、排水水の水質検査を次に掲げる頻度で行うものとする。

発生土の受入期間中：年2回（春・秋）

発生土の受入期間後：半年以内に1回

2 前項の検査の項目及び管理基準値は別表2の通りとする。

3 第1項の規定による水質検査の費用は、乙が負担するものとする。

4 乙は、第1項の検査結果を、採水を行った日から45日以内に甲に報告するものとする。

(異常時の対応)

第4条 甲及び乙は、前条の排出水の管理基準値の超過が確認される場合などの異常時に備え、体制（異常時対応マニュアル）を整備するものとする。

2 甲及び乙は、前条の排出水の管理基準値の超過が確認された場合などの異常時は、前項の異常時対応マニュアルに定める措置に従うものとする。

3 第1項の異常時対応マニュアルを変更する場合には、甲及び乙で協議するものとする。

(沈砂池・調整池等の設置)

第5条 乙は、事業地に沈砂池・調整池等を設置し、公共用水域への土砂等の流出防止を図るものとする。

(環境調査への協力)

第6条 乙は、甲からこの協定の履行に必要な限度において立入検査の申し出を受けた場合は、これを拒んではならない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から第3条第1項の発生土の受入期間後の排出水の水質検査が完了するまでの間とする。発生土の受入期間後の排出水の水質検査において管理基準値の超過が確認された場合は、この限りではない。

(地位の承継)

第8条 本協定に定める乙の地位を承継する必要がある場合、事前に甲及び乙で協議するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項は、その都度甲及び乙で協議するものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市長 古川 雅典

乙 岐阜県多治見市富士見町3丁目8番地の2
中部ソイルプロセッシング協同組合

別図1 乙の事業地



別表 1 発生土の検査項目及び管理基準

土壌溶出量試験（環境省告示 18 号）

項目	管理基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下
水銀及びその水銀化合物	0.0005mg/L 以下 アルキル水銀は不検出
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下

酸性化可能性試験（地盤工学会基準 JGS0271-2015（過酸化水素による土及び岩石の酸性化可能性試験方法））

項目	管理基準値
水素イオン濃度（pH）	3.5 を上回ること

別表 2 排出水の水質検査項目及び基準

(排水基準を定める省令 昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)

項目	管理基準値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)

異常時対応マニュアル

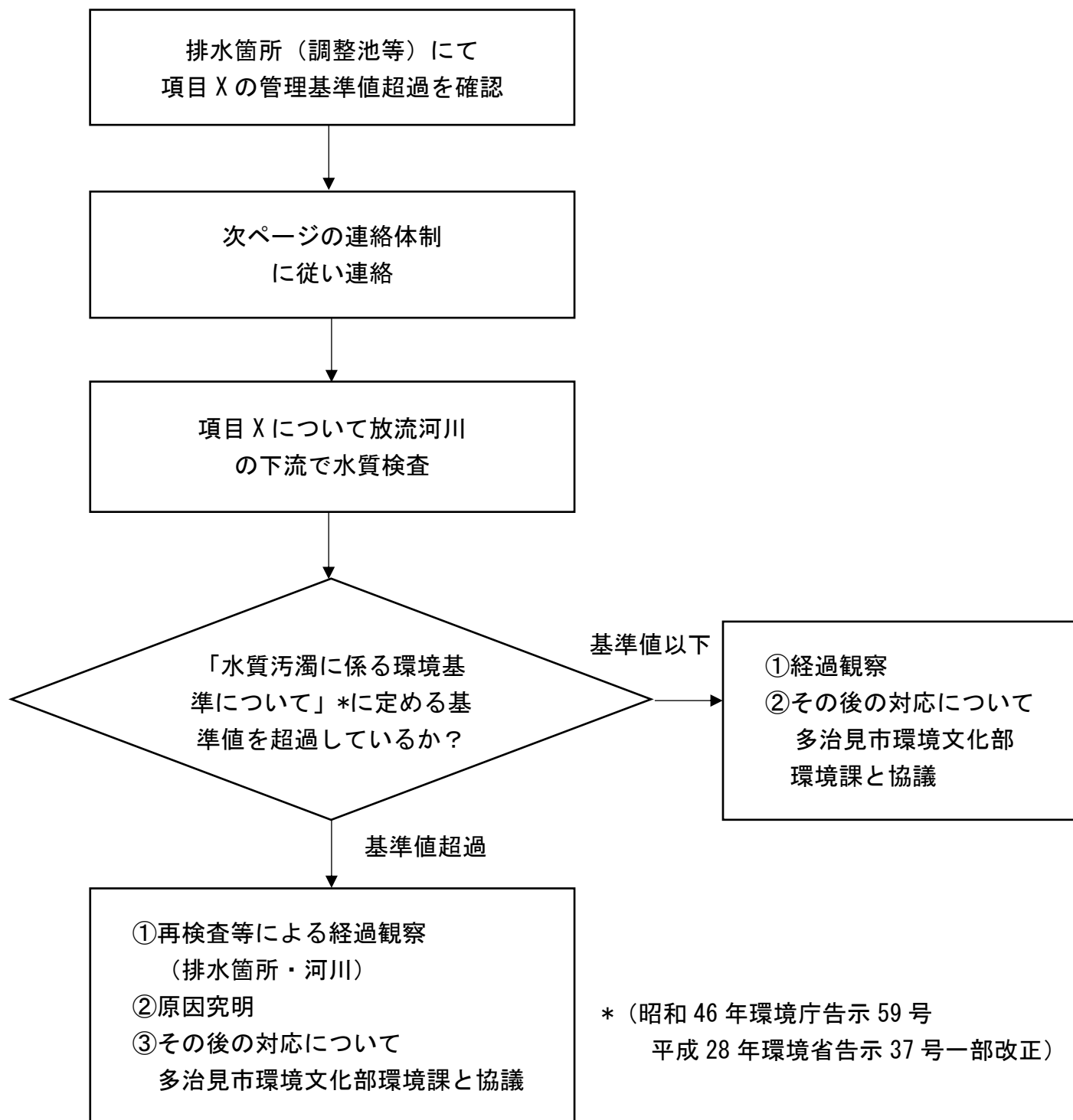
目次

○排出水の管理基準値超過時の対応

○排水水の管理基準値超過時の対応

排水水の管理基準値を超過した場合は、以下のフローに従う。

例) 項目 X の管理基準値を超過した場合



(連絡体制)

省略